

東京都児童福祉審議会 第3回専門部会  
(社会的養育推進計画の策定に向けた検討)

議事録

1 日時 令和元年6月24日(月) 18時00分～20時12分

2 場所 都庁第一本庁舎 42階 特別会議室A

3 次第

(開会)

1 議事

(1) 里親等への支援について

①代替養育を必要とする子供数の見込み

②里親等への委託の推進に向けた取組

2 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

柏女部会長、磯谷副部会長、石川委員、鈴木委員、都留委員、西村委員、林委員、  
藤井委員、松原委員、宮島委員、武藤委員、横堀委員、渡邊委員

5 配布資料

資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿

資料2-1 代替養育を必要とする子供数の試算

資料2-2 代替養育を必要とする子供数の試算(附属資料)

資料3-1 里親への包括的支援体制の抜本的強化と家庭養育原則の徹底

資料3-2 都におけるフォスタリング業務の現行

資料3-3 都におけるフォスタリング機関設置検討イメージ

資料4 専門部会開催スケジュール

資料集

調査結果集

開 会

午後6時00分

○玉岡育成支援課長 本日は、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

本日の出席状況でございますが、委員全員の皆様に御出席をいただいております。皆様おそろいでございますので、始めさせていただきます。

初めに、お手元の配布資料の御確認をお願いいたします。

資料の1枚目、会議次第に配布資料の一覧を記載してございますとおり、本日は、資料1から資料4、それと第3回部会の資料集と調査結果集を御用意しております。

また、参考といたしまして、前回部会までの参考資料、黄色のフラットファイルつづりのものがございますが、こちらも置かせていただいております。

資料に過不足はございませんでしょうか。御確認をいただきまして、万一、資料の不足等がございましたら、事務局にお声がけいただければと思います。

なお、黄色のフラットファイルの参考資料は、毎回、事務局で机の上に御用意いたしますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

また、本日の資料集、調査結果集につきましては、事前にお送りしております内容と同じでございますので、お持ち帰りいただいても結構ですが、そのまま机の上に置いていただければ、フラットファイルに綴じまして、次回の部会まで事務局で保管をさせていただきます。

本部会は公開となっております。後日、議事録は、東京都のホームページに掲載されますので、よろしくをお願いいたします。

また、御発言に際しましては、マイクのスタンドにありますボタンを押してから御発言をいただき、御発言が終わりましたら、改めてマイクのスタンドにありますボタンを押していただくよう、よろしくをお願いいたします。

それでは、ここから審議に入りますので、この後の進行は、柏女部会長にお願いしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○柏女部会長 皆さん、こんばんは。今回は失礼をいたしまして、申し訳ありませんでした。

非常に有意義なヒアリングができたと同っておりますし、また、議事録などもお送りいただいておりますので、確認をさせていただきました。ありがとうございました。養子縁組のあっせん事業者の状況についても御報告があつて、それについての意見交換も行われた

と伺っております。

本日は、次第にありますとおり、里親等への支援ということで「代替養育を必要とする子供数の推計」と「里親等への委託の推進に向けた取組」について、御審議をいただくこととなります。いわば、この専門部会の最初の大きな山ということになるかと思えます。各県の状況などを耳にするところでも、ちょうど今ごろに数値目標等々の議論も行われていると伺っております。そういう意味では、もちろん数値目標だけが議論の対象ではないわけですが、いろいろな支援のあり方について、これから本格的に考えていく形になりますので、ぜひ、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、さっそくですが、本日の2つのテーマ、「代替養育を必要とする子供数の見込み」と「里親等への委託の推進に向けた取組」について、それぞれ分けて議論をしたいと思います。

最初に「代替養育を必要とする子供数の見込み」について、事務局から御説明をいただいて、それを受けて前半30分ほど議論をし、次に「里親等への委託の推進に向けた取組」について御説明をいただいた上で後半40分ほど議論をし、最後に両方合わせての御意見を頂戴する。このような段取りで2時間を過ごしていければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのような形で進めさせていただきます。

では、事務局から1つ目のテーマについて、御説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○玉岡育成支援課長 それでは、資料2-1「代替養育を必要とする子供数の試算」の資料をご覧くださいませでしょうか。

初めに、代替養育を必要とする子供数の試算について御説明いたします。こちらは第1回の本部会で御説明いたしました。国の示している社会的養育推進計画の策定要領で、都道府県計画に記載すべき事項として示されているものでして、後ほど御議論いただきます。里親等委託率の目標設定等を検討する基礎数値となるものでございますので、議論に先立ちまして、まず初めに示すものでございます。

初めに、代替養育が必要な子供として、施設や里親等委託措置がなされている児童数として、昨年度末の数字を現状として左上の表に掲げてございます。ご覧のとおり、全体では8割超の児童が施設に措置され、里親等へ委託されている児童は14.3%にとどまっていることがわかるかと思えます。ちなみに、計画で定める際に求められている年齢区分

別に見ますと、里親委託率では、3歳未満は13.3%、就学前は18.6%、学童期以降は13.7%といった割合となっております。

これを出発点といたしまして、計画の最終年度でございます令和11年度までの代替養育の見込み数を試算しております。試算に使うデータは、右側に掲げてございます、この5つのデータを主に使いまして、算出いたしております。

具体的な試算の過程は、下に示してございます。こちらはおおむね現行の都の社会的養護推進計画策定時の推計方法と同じでして、国の策定要領におきましても、現行計画における子供数の見込みをもとに、今、ここに掲げさせていただいている児童人口に占める割合ですとか、新規に措置される児童数、あるいは児童相談所で養護相談を受けている方の状況等を参考に推計することとなっておりますので、それをもとにこういった形で推計をするというものでございます。

まず(1)の児童人口推計でございますが、おおむねの東京都全体の児童人口、つまり、17歳までの人口を総務局で公表している予測から推計しております。これが大もとの母数となりまして、そのうち(2)にございます、今年度から毎年代替養育が必要となる子供数が何人増えるかについて推計するために、右上で言うところのAの他に、イ、ウを用いて試算しております。

(2)の新たに代替養育が必要となる子供数の推計は、児童人口Aのうち、児童相談所で取り扱う虐待や保護者による養育が困難などの相談案件、いわゆる養護相談件数の割合を直近データから出しております。

さらに、養護相談件数に取り扱われている児童のうち、新たに里親や施設へ措置される児童数である新規措置児童数、これがウでございますが、この割合を直近データから出します。これが毎年、代替養育が必要な子供数として増えていく要素になります。

次に、減る要素として、(3)にございますが、措置される児童がいる一方で、退所する児童もいるということで、自立等により代替養育が不要となる子供数の算出のために、オの前年度に施設や里親に措置されている児童数を使います。この中で、次の年度にどれだけの児童が施設や里親の措置が解除され、自立をしたのかというエの退所児童数、この割合を使うという形で、エ割るオを算出し、減る要素も出していきます。

最後に(4)のところになりますけれども、それに加えて、現在、里親や施設には措置されていないけれども、自宅など、児童相談所が在宅指導という形でかかわっている児童のうち、里親や施設の利用が本来可能であった児童についても潜在需要として見込む

べきであろうという考え方のもので、この結果を数字として出しております。これも今後の代替養育を必要とする子供数であるという考え方で加えているものでございます。

こうした計算によりまして算出された代替養育が必要な子供数を、次のページにお示ししております。先ほどの潜在需要を含んだ代替的養育が必要な子供数ですが、一番上の表の「代替養育が必要な子供数推計」の欄をご覧くださいますと、一貫して増加している傾向が見てとれるかと思えます。こちらが、まず初めに代替養育を必要とする子供数の試算の結果になります。

次に、里親等委託率を議論するに当たりまして、最初に現在東京都が持っているデータで、令和11年度にどういった割合で里親と、それ以外の施設等に措置される割合が算出できるかというものを(5)に示してございます。具体的には、こちらは児童相談所に対して調査をした結果を用いております、「里親等が適していなかった」という児童は、基本的に「児童養護施設・乳児院で養育を行う児童」として見込みまして、それ以外の児童は里親委託ができるとして算出したものでございます。

これを見ますと、令和11年度の時点で「里親等が適していた」が28.6%、「里親等が適していなかった」が71.4%、3歳未満、就学前、学童期以降の年齢区分別のそれぞれの数字はご覧のとおりになります。

これらを踏まえまして、結果として(6)が最終的な試算の結果でございますが、先ほど算出をしました令和11年度で言いますと、代替養育が必要な子供数、潜在需要を含んで4,307人のうち、里親等が適しているという割合は28.6%になりますので、数で言いますと、この表の左下にありますように、令和11年度に1,230人の里親等委託が見込まれる。逆に言うと、その数の里親が必要になるということになります。一方で、施設については、先ほどの割合から71.4%、人数で言うと3,077人の児童が施設に措置されるだろうといった試算結果になってございます。

この数字を出発点としまして、これから里親等委託率をどこまで上げていけるのかといったことを、今後、委員の皆様方に御議論をいただきたいと思っております。

ちなみに、右側に、国策定要領における目標による試算をお示ししてございます。国では、3歳未満や就学前の委託率を75%、学童期以降を50%としておりますので、先ほど申し上げました代替養育が必要な子供4,307人に対しまして、これらの委託率を当てはめて試算いたしますと、里親等委託は、人数でいうと2,402人となるということでございます。そういたしますと、里親等の数も、令和11年度までにここまで必要にな

るということになりますので、先ほど（６）で示した試算１，２３０人に対して、さらに倍の数の里親等が必要になるという試算になります。

それが果たして現実的かどうかということも含めて皆様方に御意見をいただきながら、具体的には、左側にあります都の試算、これは先ほど申し上げましたとおりの出発点としての数字でございますので、この試算の仕方、あるいは、さらに考え方を深掘りできるところ等は、皆様方から御意見をいただきたいと思っております。それと右側にあります国の目標、このギャップをどうやって埋めていくかといったところが、今回、皆様方から御意見をいただくところになろうかと思っております。

最後に、一番下をご覧ください。都の試算に基づいたときに、平成３０年度、令和１１年度の施設と里親の人数をグラフとして載せさせていただいてございます。

右側に、国が定める目標に近づけるための課題として考えられる事項をいくつか掲げております。例えば、ケアニーズの高い児童が多い、児童が里親を希望しないですとか、保護者の状況から困難であるですとか、家庭復帰交流が里親では困難、あるいは実親が里親委託に同意しないといった要素をどのように里親につなげていくのか、あるいは、里親につなげるのはなかなか難しいのかということも含めながら、御意見をいただければと思っております。

なお、人口推計そのものについては、現在、直近での人口推計に基づいてこちらを算出しておりますので、今後さらにより新しい人口推計が出た際には、またそちらに準じて推計をすることになりますので、あらかじめ申し添えさせていただきます。

次に、資料２－２でございますが、こちらは、先ほど資料２－１の１枚目で申し上げた試算過程、児童人口の推計の仕方ですとか、新たに代替養育が必要となる子供数の推計に、どのような形で養護相談件数や新規措置児童数の比率を出しているかとか、退所児童の具体的な推計方法、あるいは潜在的な需要の追加方法について、詳細な推計方法を載せさせていただいているものでございます。御不明な点があれば、こちらも御参照しながら、御意見等をいただければと思います。

説明は以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から「代替養育を必要とする子供数の見込み」について、試算の考え方も含めて御説明をいただきました。この試算の仕方については、おそらく２つの方法があるかと思っています。一つは、最初にフォスタリング機関をどのように充実していくのか、

里親の開拓をどうしていくのかという議論を詰めた上で、それらが実現した場合にどこまでいけるのだろうかという推計の仕方があるかと思います。

もう一つは、今、東京都が採用した方法ですけれども、現状のところで最大限にやったらどこまで進められるのか。したがって、事務局で、これは出発点の数字だとおっしゃっていますとおり、これからそれらのフォスタリング機関を充実したりすることで、里親等委託をどこまで伸ばせるかという議論の方法という形になるかと思います。

それでは、今、事務局から御説明がありましたことについて、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員 部会長、今日から里親委託推進のための議論に入るのですけれども、私も東京養育家庭の会を代表して出席しておりますので、最初に2点だけ総論的な意見を申し上げた上で、先ほどの説明に対する意見を言わせていただくということでよろしいでしょうか。

○柏女部会長 大丈夫です。お願いいたします。

○藤井委員 それでは、2点だけ簡潔に申し上げます。

一つは、子供たち、特に乳幼児にとって家庭というのが本当に重要だということです。施設と比較した里親家庭のメリットとして、私はいつも4つ挙げるのですけれども、1つ目は、いわゆる愛着、アタッチメントがつくりやすいということ。2つ目は、ずっと同じ大人と一緒にお互いの生活を調和させながら暮らしているわけで、社会性とかコミュニケーション能力を身につけやすいし、個別性の高いさまざまな経験も蓄積しやすいということ。3つ目は、家庭のモデルを得やすいということ。4つ目は、措置解除後も実家機能が果たしやすいということです。これはよく言われることなのですけれども、私どもは実際に虐待家庭とかあるいは施設から来た子供たちを育てていますと、こういったメリットの重要性を本当に日々痛感いたします。

我が家も里親登録をして13年目になりますが、長期、短期を含めて十数人の子供たちを受託してきました。3歳の時に乳児院から来た子供は、もう受託からずいぶんたっているのですが、もちろんいろいろな課題はあるのですけれども、それでも本人がいろいろ頑張っていて、私たちとの関係も比較的安定してきて、もうすっかり親子に近いような感じになっています。少なくとも私の中では実子と変わらない。そういう意識で日々一緒に生活しています。

こういう言い方は、日々頑張っておられる施設の職員の皆さんには申し訳ないのですが、

里親家庭のような特定の大人と子供との関係というのは、私は、施設では実現が難しいと思っています。今回の議論では、本当に一人でも多くの子供たちが家庭という成長の場を得られるように、里親委託を飛躍的に増やしていけるような議論をお願いしたい。これが1点目です。

もう一つは、私たち里親というのは、そういういくつかのアドバンテージを持っている一方で、誰が見てもわかるような顕著な弱点もあるのです。一つは、私たちはどこにでもいる一般的な家庭なのですけれども、対応するのは愛着の課題などがある子供たちが多く中で、専門的知識とか経験が明らかに乏しいということです。もう一つは、基本的に家族で養育をしますので、孤立しがちで、施設のような組織的な対応ができない。例えば、子供との関係が煮詰まったときに、どうにもならなくなるようなことが多々あるということです。

そこをぜひ施設にカバーしてほしいと思っています。施設の職員の皆さんは、さまざまな子供たちにさまざまなアプローチをされてきた経験と知識を有していらっしゃいます。児童相談所と比べても異動が少ないし、夜間・休日の対応も容易であるとか、そういったメリットも多々あります。

私たちは、施設と里親が、お互いのメリットを生かしながら、地域の中で一緒に子供たちを育てていく。もちろん、児童相談所も一緒になって、一緒に子供たちを育てていく。施設と里親と児童相談所の連携と協働の体制というのが理想だと考えています。

後半でフォスターリング機関の設置をめぐる議論もありますけれども、都内には施設がない地域もありますので、NPO法人などにも大いに活躍していただきたいと思っていますけれども、私どもは、基本的には施設がこれまでの入所機能を担うだけではなくて、多機能化・高機能化の中心として、フォスターリング機関についても担っていくといった道をしつかりと進んでいけるような、そういう議論を今回お願いできればと思っています。

以上の2点を踏まえまして、先ほど事務局から御説明いただきました資料2について、まず何点か確認なのですけれども、資料2-1の2枚目でいきますと、代替養育が必要な子供数の推計というのが、私のイメージよりも伸び方が小さいような感じがするのです。これはおそらく推計の方法として、平成30年から令和11年への数字の伸ばし方というのが、基本、児童人口に対する種々の割合を固定しているということですね。特に見込む必要があって、私どもが認識しておかなければいけないかなと思うのは、児童相談所がこれまで全くかかわってこなかったケースを掘り起こすというところが入っていない点です。



その確認をしておきたいと思います。

それから「里親等が適していた」、「里親等が適していなかった」というところの分類なのですけれども、これはおそらくお配りいただいている調査結果集の1ページにある調査結果をベースに試算されているのではないかと思うのですけれども、この「里親等委託が適していた」と「里親等委託が適していなかった」の割合も、平成30年度時点の割合をそのまま令和11年度まで毎年同じ割合で伸ばしていつている、そこに減少率をいくつか乗じているという理解でよろしいでしょうか。

○柏女部会長 その点について、事務局から答えてもらえますか。

○玉岡育成支援課長 今、藤井委員におっしゃっていただいたとおりでして、直近で言えば施設に入っていた方々の割合が減ってきているということもありますので、そういった減少率についても加味しています。

○藤井委員 割合が現状とほぼ一定という格好で試算されている。それが、今回のこの議論とはもしかしたら位相がずれるのかもわかりませんが、全体の数が少し少な目なのかなという危惧があるかと思ったりします。

続いて、いくつか意見なのですけれども、試算の中で、調査結果集1ページ目の資料についてです。この資料自体は、私もこういった要因別の資料があればありがたいとお願いしたところでした、大分状況がわかってきたと思います。ありがとうございました。

ただ、この中で、例えば里親等委託が適していなかった理由ということでいくつか並んでいますけれども、「本人が施設入所継続を希望していた」というところで、0～2歳が2人いるというのは余り意味がわからないのですが、このあたりは精査をしていただければありがたいと思います。

精査という意味では、その1つ上の「家庭復帰（計画含む）に向けて施設による交流等支援中だった」という項目があって、これが全体の4分の1ほどを占めていて、割合が大きいのですが、これは里親委託が適さない理由になるのかどうか、私は大変疑問に思いますので、ここはもう少し掘り下げた分析をお願いできればありがたいと思います。

ここの里親等委託が適していなかった理由の中で「重度の障害があった」、「高い非行性があった」、「情緒・行動上の問題が著しかった」、「保護者の状況から里親委託が困難」とかありますが、これらは、児童相談所ごとに程度の判断が異なるのではないかと推測されるような項目だと思うのです。もちろん本当に難しいケースを無理に里親に委託するということではないのですけれども、それぞれのケースについて、原則は里親委託だとい

う前提で、本当に難しいケースかどうかを、ぜひ考えていただければありがたいと思います。難しい子供であっても家庭的環境が必要であるということは何ら変わりはないので、これらの子供についても里親委託を進めていけるような施策を講じていかなければいけないということであろうと思います。

最後に、これは質問なのですが、先ほど事務局からも説明がありましたけれども、これは現時点での推計値ということで、結果として出ている里親等委託率28.6%というのをいつまでにどこまで引き上げていくかという目標を立てるということが、今回の審議の一つの大きな論点だと思います。先ほど部会長がおっしゃったとおりで、私も正面から考えようとするれば、これと言えば「児童養護施設・乳児院で養育を行う児童」の数字の中で、どのくらいの人数を具体的にどうやって「里親等で養育を行う児童」に移していけるかということで、具体的な施策とその効果を積み上げていくのが一つのやり方なのだと思うのです。そこはお聞きするのはもしかしたら早いかわかりませんが、都としては、その辺りはどのような認識でいらっしゃるのかをお聞きできればと思います。

長くなりましたが、以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

一つ一つやりとりをしてもいいのですが、まず今の関連で、他の委員の方から質問や御意見をいただきたいと思います。事務局は、今、質問があったことをテークノートしておいてください。それでは、松原委員お願いいたします。

○松原委員 2点あって、1つ目は藤井委員の御意見に近いのですが、児童相談所が判断した基準が非常に曖昧だし、誰が答えたかによっても随分違うと思うのです。その辺りの精査が必要だと思います。

2つ目は、特定の時点で切ってイのパーセンテージをとっていらっしゃるのですけれども、これは養護相談件数対児童人口比でやると、歴年、パーセンテージは伸びているはずなのです。その推移を織り込まないと想定できない。ある時点で定点的に切り取ってもデータは出てこないと思うので、私は議論が始まる前に、データの精査の必要性があること、まだまだこれから検討していくべきデータなのだとことを確認してから議論をしたほうが良いと思いました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、御質問も関連するので、あわせて鈴木委員からもお話しいただいた上で、事務局から簡潔に答えていただくようにしましょう。

○鈴木委員 私も結構重なっているのですけれども、結論から言うと、トレンドを考慮していないというのは大きなバイアスになると思いますので、直近の時点の数字をそのまま先に伸ばすというやり方はどうなのだろうということですね。

具体的な問題としては、資料2-2の7ページをご覧くださいと、まず、これがイとかウの数字のもとになっている過去のトレンドなわけですね。一番上が児童相談所における養護相談対応件数の状況ということなのですから、直近の平成29年度の数字を伸ばしているわけですが、これを見ていただくと、トレンドがものすごい勢いで増えている状況です。ですから、これはトレンドを考慮しないと、かなり過少推計になる可能性があると思うのです。

一方で、その下の養護相談に対する新規入所措置の児童比率というのが平成25年度と比較して半分ぐらいになっているので、両方掛けるといい感じになるのかなという気もするのですけれども、問題は、相談に対する新規措置が減っている理由は、単に潜在需要が増えている可能性がある。そういう意味では、待機しているであろう潜在需要がトレンドとして増えている可能性は非常に高いと思うのです。でも、潜在需要としている数字は直近の数字しかとっていないので、過去からとらないと、このパーセンテージが半分ぐらいになっているので、待機となっている分が増えているのか減っているのかわからない。相談に対する新規措置の割合は待機のほうのトレンドについても見ないとまずいのではないかというのが1点目です。

もう一つは、退所のほうなのですから、附属資料の8ページを見ていただくと、退所のほうの数字がございます。重要なことは何かというと、現状では、里親とか、ファミリーホームとかに回る率を一定にして先に伸ばしているのですけれども、年度末の措置児童数の表を見ていただくと、施設とか乳児院などは減っているわけですが、逆に里親とかファミリーホームはすごい勢いで増えていますので、これも直近でとめておいて先に伸ばすということをやってしまうと、すごく低いものをデフォルトで見ることになるのです。

つまり、今、東京都の試算で出ている数字は、国の目標の半分ぐらいですけれども、潜在需要がこれ以上増えない、里親とかファミリーホームが増えないという前提に立って見ているので、トレンドで増えているものを考慮して、増えているトレンドをもとに10年後まで見ると、結構な高い数字になっている可能性はあるのです。

しかも、このトレンドを増やすと退所率のほうも増すことになりますので、退所が増えることになるとますますこの率は上がります。そうすると、現状で里親がこのままという

ので見ていると、東京都は低いですね、増やすのは大変だから、目標をどこにしましょうかという、低い値になってしまうと思うのですけれども、トレンドで見るとそこその数字になるのではないかと考えていて、今は14.3%が28.6%になると試算していますが、里親などが増えているトレンドを入れると、もう少し高い数字になるのではないかと思います。

ですから、それを見ないことには、まだここからいけるのかいけないのかという議論にするのは難しいと思うのです。なぜならば、これは退所率のほうにもはねてしまう数字なので、かなり複雑な計算になると思うのですけれども、そこを見ないと、割と低いところを前提にどれぐらい頑張れるのかという議論になりますので、ミスリードするのではないかと思います。これはこれでこの数字は一つのケースとしてはいいと思うのですけれども、トレンドみたいなものを考慮したケースをもう一つ見ないと、中立的な議論にならないのではないかと思います、私の意見です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

他に数字関係ではございますか。

では、武藤委員お願いします。

○武藤委員 各委員がおっしゃるように、現状は非常に厳しい状況だということをきちんと認識しながら進めないと、なかなか難しいかなと思っています。

直近の状況としては、2月、3月に、文部科学省と厚生労働省が合同で、学校を長期に休んでいる子供たち約18万人について緊急点検を行っています。すでに結果も報道されているので、皆さん御承知だと思うのですけれども、虐待の疑いがあるというのが、全国で1万2545人、東京都では1,637人という数字が出ているのです。そのうち、すぐにでも保護が必要な子供たちというのが、全国で2,656人、東京都の数値は把握できていないのですけれども、一斉に全戸訪問した中では、こういう数字も出ている厳しい実態です。

それから、最近ですが、児童虐待死の事件があると、一斉に警察や児童相談所への相談が増えるという実態もあるわけです。だから、過去のこともさることながら、現状からすると、非常に厳しい状況が東京の実態としてあるのではないかと思います。そういう現状をどこに入れるのかということが、現実的な問題としてあるのではないかと思います。そういう現状を感じておりますので、その辺りも含めて、この場で議論したいし、児童相談所等々の現状の分析みたいなこともぜひ出していただきたいと思っています。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

宮島委員をお願いします。

○宮島委員 既に書いてあるのかもしれませんが、私のほうで十分理解できないので、お聞きしたいと思います。

東京都の里親委託はなかなか増えない。でも、これは東京都だけではなくて、大きな自治体では同じように起こっている出来事だと思っています。東京都は、この平成30年度末では里親等委託率が14.3%にとどまっているという数字が出ています。里親委託の比率を増やすためには、新規の委託を増やさなければなりません、代替養育ですから、委託を進めると、当然引き取りも促進しないとイケない。

しかし、資料2-2の6ページを見ると、里親等への委託率が低いという東京都ですが、平成25年度は新規に養育家庭に委託しているのは50人、平成29年度は82人と、30人以上増えているのですね。でも、30人増えても、委託率はほとんど上がらない。それは同じように委託解除になる子供もいるからだ。だから、これは、例えば令和11年度の里親等委託率が28.6%と、現在の2倍になるとの試算が出ていますので、新規委託をそれこそ3倍、4倍にしても、委託率はそんなに上がらないのではないかと思うのです。

その証拠に、資料2-1の2枚目を見ると、新たに代替養育が必要となる子供数は798人だけれども、退所も792人と見込んでいますから、プラス6人しか増えない。これは、里親委託と施設への措置入所を両方合わせた数字ですけれども、全く同じことが里親委託だけを見てもあるわけです。委託率を倍に上げるためには、新規委託を3倍、4倍、場合によってはもっと増やさなければ、その比率は達成されない。

里親委託へのフォローは、委託前後はもちろんですが、その後も定期的に審査していつて、そのニーズに応じて対応していかなければならないし、子供たちの成長とか家庭の状況にも対応していく必要があるわけですけれども、特に新規の委託前後は集中的なかかわりが必要です。この低いという推計であっても委託率が2倍になるということは、先ほど申し上げたように、新規の委託を4倍、5倍にしなければ達成できないわけで、果たしてそれができるのか。そういう面でも見ていかなければいけないと思います。

もちろん、私は里親等の委託率が低いままでいいとは見ておりませんし、国が示したように、家庭養育を原則としなければならぬと思いますので、そのことも考慮しなければ

いけない。そうだとすると、現在出されている推計値の場合でも、果たしてその年度の新規委託は何人ぐらいが見込まれるのか、その年度の委託解除は何人ぐらいが見込まれるのか。あるいは、国の推計でいったら新規の委託がどのぐらい見込まれて、委託解除がどのぐらい見込まれるのかの数字がないと、実際の動きを予測できないし、また、フォローの体制をつくることができないのではないかと思いますので、ぜひともその推計を数字として出させていただきたく、お願いしたいいたします。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 これは推計ということですので、今後どのように実質が動いていくのかというのは、子供の育ちの状況によって変わってくるのだと思うのですが、ここで挙げられている中で1つだけ確認をさせてください。先ほど武藤委員のお話もありましたけれども、子供にかかわる状況というのが、決して楽観できる状況ではないということは確かにそのとおりだと思うのです。一方で、予防という大事なサービス、つまり、社会的養護を必要とする子供たちがその状況にならないためのサービスをどう充実させていくのかということでも、この数字は大きく変わってくると思うのです。

トレンドとして増えていく。だから、それに対して対策を打ちましようというのは、もちろんサービスとして重要だと思うのですが、一方で、東京都として、どういう予防のサービスをこの令和11年度までに打っていくのか。それをどの程度成果として見込んでいくのか。それによって、この数字はまた一つ変わってくるのかと思うのです。もちろん東京都としてそういった施策を打っておられるかもしれないのですけれども、その辺りについて、もしお考えがあればお聞かせいただけたらと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

ただいま、いくつか御意見あるいは御質問という形でお話がありました。一つは、この調査の基準の問題がどうなのか、統一はとれているのかどうかとか、そうしたことについての御質問。

2つ目は、定点で予測を立てているけれども、トレンドを入れていく必要があるのではないかという御意見。トレンドは増加させる要因もあれば、減少させる要因もあるけれども、そういうものを入れていく必要があるのではないかということでした。

もう一つは、推計に入れる要素を、もう少し増やして多軸的に考えたほうがいいのか

ないか。今の渡邊委員の御意見もそうですね。在宅サービスが充実すれば、社会的養護は減るだろうと。どの程度充実させるのかということなどもあわせて検討していかないとならないのではないかという御意見です。

最後には、推計はもう少し別の数値についても、いわば別の数値を立てて検討しなければいけないのではないかというのが、宮島委員の御意見だったと思います。

これらの御意見も含めたこととなりますけれども、総括的に事務局でお答えできることがありましたら、お願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○玉岡育成支援課長　さまざまな御意見、ありがとうございます。

まず初めに、データの統一ですとか、あるいはトレンドについてのところでございます。それはもう御指摘のとおりで、特に直近の数字を、今、あくまで試みの試算ということでお出ししたところではございますが、いろいろな委員の方がおっしゃっていた部分はそのとおりだと思っておりますので、できる限りトレンドはしっかり追っていく。そのトレンドを追った結果、余り変わらないかもしれないし、また、変わるかもしれないというのはあるのですが、それぞれのどこのデータが特にそこで強く作用しているかどうかとか、先ほどのお話にもありましたけれども、どういった施策を打てばいいのか、そういったことにもつながっていくことになろうかと思っておりますので、そこは丁寧に皆様方の御意見も踏まえてやらせていただきたいと思います。

国の計画策定要領の中でも、いろいろな潜在的需要の算出に有用と考えられるデータとして、私どもも養護相談対応件数ですとか新規入所の措置数などを入れていますが、その他に、例えば一時保護の子供数ですとか、あるいは要保護児童対策地域協議会の管理しているケース数、それとは全く別にショートステイですとかトワイライトステイを使っている子供の数ですとか、いろいろな要素を加味して算出をするようにもございますので、我々も今の委員の皆様方の御意見も含めながら、できる限り反映させるものはさせていただきますと思っております。

あるいは、私どもの今回使っているデータが、例えば児童相談所への調査に関しては平成30年度時点の1か年のものしか出ていませんので、平成31年度分も加味をさせていただきますとか、先ほどの藤井委員の御意見で、委託に適さない、適しているという部分の、本当にどうなのかそうなのかという深掘りの調査もかけているところでございますので、そういったものを総合的にまた反映をさせていただきますと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

今の関係で、1番目の議論についてのさらなる御意見はございますか。

横堀委員、お願いします。

○横堀委員 いろいろな御説明、御意見を聞かせていただきまして、ありがとうございます。

私は、子供の権利保障の観点から、質的なことを意見として述べたいと思います。

資料2-1の2枚目の右下にある国が定める目標への課題というところで、ケアニーズの高い児童が多い、児童が里親を希望しない等、なかなか里親委託が難しい状況への言葉が掲げられております。資料2-2にも、藤井委員、その他の委員からも出ましたように、里親委託が適していなかった理由として13ページにその項目が並べてあります。子供が明確に施設入所継続を希望していたという回答について、先ほど年齢という点も出され、これはどういう意見かという点が出ておりましたが、人間というのは、今いるところでの生活からどこかに変化をと言われると、今いるところに継続的に所在地を求めておきたいという思いが出てくるのではないかと思います。これから社会的養護全体のデザインを変えていこうかというときに見ているデータですので、本人が、特に資料2-2の13ページの項目のところで出てきております、子供が、どのように意見表明をして施設の入所継続を希望したのかとか、明確に里親委託に対して拒否をしたということが調査時にとられているのか、それにもなうケースワークのあり方・現状が気になりました。

また、このあたりを今後どうしていくのかというのは、きっと大きなたこ入れが必要なところで、ケースワークそのものが問われるところではないかと思いました。そこで、数字として見るというよりは、この項目自体をこれから都としてどう扱うのかにつきまして、丁寧な議論をお願いしたいというところも含め申し上げました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

よく卒業論文で、自分が育った過去についてまとめるということをする学生がいますが、自分が育った施設での環境を否定するというのは、自分の中ではかなり努力の要ることもあるように思っています。そういう意味では、横堀委員のおっしゃったことは重要なことなのかなとも思いますし、それを問うていくなれば、それを否定したときのサポートする体制などもあわせてつくっておかないと、危険なこともあり得るのかなということを思いました。ありがとうございました。

武藤委員、お願いします。



○武藤委員 参考までに発言をさせていただきます。

今、東京都で、児童養護施設に入所している子供たちが3,000人ぐらいいるんですね。その全員が、毎年、自立支援計画書というものを立てるのですが、そのときに必ず本人の意向を確認するということになっています。これは昨年の9月1日現在の調査ですが、本人の意向の中で、3,000人ぐらいの子供たちの中で、親元に帰りたいと希望をしているのが41%でした。施設でこのまま生活をしたいというのが40%で、その約半分以上が高校生、大きな子供たちということでもあります。あと、養育家庭に移動したいという子供たちが0.3%、不明も結構あるのですけれども、そのようなデータが出ています。

それから、保護者の意向というものを自立支援計画書に盛り込むことになっているのですけれども、保護者の意向として、親元にぜひ戻してほしいというのが46%、施設から自立させてほしいというのが25%、養育家庭に移動してほしいというのが1%という数値になっています。これは先ほどから御意見が出てるように、どういう聞き方をしたのかということは問いになると思うのですけれども、必ず自立支援計画書については、本人、保護者、関係者の意見をしっかり盛り込むことになっています。そういうことで、児童養護施設の子供たちの意向という点では、本日、参考資料としては出していないのですけれども、私の手元にありますので、参考までに御紹介させていただきました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

林委員、どうぞ。

○林委員 先ほどから出ている資料2-2、13ページの里親等委託が適していなかった理由ですけれども、障害なり非行を理由に適していなかったという、その捉え方に対しては、かなり異論もあるかと思うのです。これを固定的、永続的な理由として捉えるというよりは、現体制との相関で考えざるを得ない面もあるかと思うのです。

そういうことを考えたときに、この数字のうちの何割かは今後の支援体制次第と考えて考慮するとか、また、本人の意向を聞く大切さということと、本人の意向をそのまま実行することは別の話であるわけですね。そこをきちんと踏まえて考えるということをしたときに、この2,716人のうちの何割かは里親委託にある程度上乘せしていく必要性はあるのかなという印象を受けました。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

その他、よろしいでしょうか。次の議題に移ってもよろしいでしょうか。

それでは、いつかの機会にもう一度新しい推計について、どんな要素を勘案したかも含めて、最終的な数値の前に御報告をいただきたいと思います。

その際には、議論には出てこなかったもので、そんなに影響が大きいことはないかもしれませんが、特別養子縁組が進めば進むほど、里親委託した者が特別養子縁組になれば委託率は減る形になりますので、変動を促進する要因にもなると思います。それらもあわせて東京都ではどのくらい特別養子縁組があるのかといった数字も出していただけるとありがたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。2つ目の「里親等への委託の推進に向けた取組」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○玉岡育成支援課長 それでは、資料3-1、「里親への包括的支援体制の抜本的強化と家庭養育原則の徹底」をご覧ください。第1回の本部会で示させていただきました里親関係の3つの整理項目のうち、左側に縦書きでございますけれども、本日は、まず1つ目として、里親制度の普及・拡大、委託の促進、2ページ目になりますけれども、2つ目として、里親等への支援の充実、養育力向上、この2つのテーマについて、御議論をいただきたく存じます。2つの整理項目ごとに第1回部会で示しました検討の視点を、本資料では検討項目として挙げさせていただいております。

なお、もう一つの整理項目として、特別養子縁組に関する取組の推進を挙げさせていただいておりますが、こちらは次回の専門部会で御意見を賜りたいと存じますので、よろしくをお願いします。

それでは、資料3-1の1枚目をご覧ください。まず制度の普及・拡大、委託促進についての御説明をさせていただきます。

まず1点目の検討項目として、新たな里親の獲得に向けた普及啓発でございますけれども、制度についての認知度が課題となっておりまして、これまでの御意見も踏まえまして、今月末に、都民の皆様方、それから、企業の皆様方を対象のアンケートを発送いたしますけれども、現在、里親になっていただいている御家庭へ調査をしているものの結果がございまして、その中では養育家庭の周知については9割以上の御家庭で不十分というお答えをいただいております。

右側に今後の方向性がございまして、こういったお声に対して、民間のノウハウを生かした企画提案方式の普及啓発を今年度から行うことといたしておりますが、そうしたものも含めまして、さらなる普及啓発を図っていくことを考えております。

2点目、委託候補とする児童の増加に向けた取組でございますが、こちらは今回新たに追加させていただきました項目でございます。先ほどの児童相談所への調査の中で、実親の同意がとれない、あるいは家庭復帰を目指しているケースが里親委託の対象から結果として外れてしまうことが少なからず挙げられていたということがございまして、加えたものでございます。

今後の方向性といたしましては、里親制度が実親から子供を奪うものではないといった制度の理解ですとか、里親の皆様方がどう実親の支援にかかわれるのかどうか、ここは議論がいろいろあるかと思いますが、そういった検討が必要と考えております。

3点目に、未委託家庭の委託と活用促進に向けた取組でございますけれども、未委託登録家庭の現状といたしまして、養育家庭登録数564に対しまして、委託家庭数338となっておりまして、未委託家庭は残りの226、率にして40.1%となっております。こうした未委託家庭につきましては、この現状・課題にありますように、短期の委託ですとか一時保護も含めた活用が課題となっております。

また、活用促進の視点から、養子縁組を前提としない養育家庭と養子縁組里親の二重登録を認めるかについてという論点がございます。それぞれの趣旨が異なることから、東京都では現在二重登録を認めておりませんが、隣接県を初め、多くの自治体では、この二重登録を認めているといった状況もございますので、都としてどうしていくかも論点になるかと思っております。

4点目として、研修の充実、希望児童年齢等の偏りがあることについてですけれども、6歳以下の就学前の子供を希望する御家庭が、この真ん中にありますように、6割超となっております。中高生については、支援の難しさ、あるいは経済的負担の大きさが一つの課題となっているということがございまして、今後の方向性といたしましては、中高生を希望する里親を増やすための啓発ですとか、障害児や被虐待児、高年齢児を受託する里親への支援の充実等に取り組んでいくことが必要だと考えております。

次に、一番下の項目です。ファミリーホームでございますけれども、支援の充実も項目として加えておりますが、ファミリーホームにつきましては、設置に関して、東京都は、例えば事業開始時に現に4人の子供を同時に受託している場合に限るなど、国より少し厳しい条件を上乗せしているですとか、支払われる経費が不十分であるという課題がございます。

そうしたことから、今後の方向性としましては、認定等のあり方、普及啓発、支援充実

が論点となろうかと思っております。

2枚目をご覧ください。今回の議論の中でも非常に大きなテーマの一つになろうかと思いますが、フォスタリング業務の民間委託に際しての児童相談所との役割分担でございます。大変恐れ入りますが、資料3-2をあわせてご覧いただけますでしょうか。

まず、フォスタリング機関に委託を検討する業務ですけれども、①から④の業務がございます。具体的に言うと、里親の開拓、研修、子供と里親とのマッチング、最後に養育支援、大きく分けてこの4点を中心にさまざまな業務を、このフォスタリング業務の中で対象とされております。

現在、東京都では、資料の下の図にありますように、チーム養育としてさまざまな機関がさまざまな立場で重層的にかかわる仕組みとなっておりまして、先ほど申し上げました①から④の業務のうち、①の業務、③の業務、④の業務については、児童相談所が中心になってございます。特にマッチングについては児童相談所の専権事項として行っていることも特徴でございますが、一方、その他の業務につきましては、里親支援機関、施設、養育家庭の会、その他関係機関、そして、里親といった皆様方がいろいろな形でかかわっているというのが特徴になってございます。

さらに、資料3-3もご覧いただきたいのですが、こちらが今後のフォスタリング業務のあり方というところで、東京都として、たたき台としてお示しする案として、2つ載せさせていただいたものでございます。

国は基本的には、こちらにありますように、児童相談所の一貫した関与が必要ということとは当然のことながら、想定されるフォスタリング業務の委託形態につきましては、フォスタリング機関への包括的な委託を可能な限り進めるとしてございまして、それにできる限り忠実にのっとり案というものがパターンAになります。先ほどの資料の3-2と比べていただきますと、一義的な相談窓口ですとか、あるいは里子の養育方針であります自立支援計画の策定、それから、コンサルテーション、そして、マッチング。こうしたものは児童相談所の役割から、主にフォスタリング機関へ移っているということがおわかりになるかと思えます。すなわち、このパターンAという説明のところにありますように、フォスタリング機関がリクルートから一貫した養育支援を行う形になってございます。

一方、右側のパターンBでございますけれども、現行の児童相談所等からフォスタリングへ移す項目といたしましては、先ほどのパターンAとは異なり、一部にとどまるものでございまして、先ほど触れさせていただいた中では、例えばマッチングですとか自立支援

計画、あるいは相談の窓口としての位置づけは、引き続き児童相談所が担うというものでございます。これはマッチングですとか、その後の養育計画の根幹となる自立支援計画、こうしたものにつきましては、委託措置という行政権限を児童相談所が持っているということから、児童相談所に担わせるという考え方によるものでございまして、現行との変更点もパターンAと比べると少ないものになります。

今回は、この児童相談所を初めとした関係機関の御見解も踏まえながら、2つの案をたたき台として載せさせていただいているものでございます。

資料3-1にお戻りいただけますでしょうか。2つ目の項目といたしまして、里親等への支援充実と里親等の養育力の向上がございまして、まず初めに、都民の理解促進、意識の醸成を目的とした普及啓発でございますけれども、里親になろうと思っても、御家族の理解が一つの壁となっているという課題が挙げられております。こうしたことから、方向性としましては、普及啓発の充実を考えているといったところでございます。

次に、チーム養育体制の充実に向けた強化、人材育成でございますけれども、児童相談所を初めとした関係機関との情報共有や里親支援機関の専門性活用等が課題として挙げられております。方向性でございますように、情報共有等の仕組みが必要になっているところでございます。

次に、不調事例等を踏まえ、養育家庭等の養育力向上、里親相互による支援の強化というところでございますが、里親から施設や別の里親等へ児童の委託先が変更になった事例について調査したところ、例えば思春期の子供ですとか発達障害がある子供など、個々の子供の特性に対応できなかった場合に措置変更が行われたケースが比較的多いという結果も出てございます。そうしたことから、今後の方向性といたしましては、右側にありますけれども、より適切なマッチングのためにどのような取組ができるのかですとか、あるいは、そもそもの里親の皆様方に対する養育力の充実のための研修、支援の充実はどういったものがあるかといったところも論点になろうかと思っております。

最後の項目といたしまして、自立支援、アフターケアの取組でございますけれども、前回、本部会での当事者の方からのヒアリングで御意見をいただきましたように、自立前後の支援の不足、例えば里親の場合、子供が18歳となり、里親のもとから措置解除された後も、実質的な支援は里親に担っていただいているといったことも御意見としていただいております。

そのため、今後の方向性の中で、情報提供に加えまして、支援の充実等の取組について

も必要だということで、論点として載せさせていただいているところでございます。本日はこうした項目につきまして、御意見等を頂戴いたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、今、19時10分前ですので、30分ほど時間がとれるかと思えます。その上で、また全体の議論もしたいと思えます。

また、武藤委員から当日資料の配布の要請がありましたので、皆様にお届けをさせていただきます。

それでは、事務局から御説明のありました「里親等への委託の推進に向けた取組」について、御意見、御質問を頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 まず、新たな里親の獲得に向けた普及啓発というところに、ぜひともこれから申し上げることを加えていただきたいと思いますと思っていることが1点目です。今日、渡邊委員もいらしていますが、民間のノウハウはぜひとも活用すべきものだと思いますが、この間、私が思っていることは、基礎自治体の役割こそ重要だと感じております。民間で普及啓発をする。広くパンフレットとかさまざまな取組をする。でも、それで目に見える増え方というのはなかなか難しい。

しかし、これはそのとおりかどうか議論はあるところだと思うのですが、明石市を例に挙げますけれども、児童相談所を設置していて、基礎自治体のゆえにさまざまなところとつながっている。顔と顔のつながる関係がある。それを活用したところ、里親の登録が非常に増えたというお話がありました。これはそのとおりだろうと思います。都内の児童相談所を設置する予定の区の研修にも呼ばれたのですが、区の研修の準備のために調べてみると、区立の保育所や区に関係する学童保育とか、当然小中学校がある。ここの理解をとにかく求めて、そこを通じて里親を獲得することが効果的だろうなと思っていて、明石市の市長がおっしゃっていたことを肌で感じます。ですので、普及啓発に当たっては基礎自治体の取組が重要だということを、ぜひとも新たな里親の獲得の普及啓発には柱としてお考えいただきたいと思います。

2点目ですけれども、里親委託を増やすというのは、子供のニーズを満たすため、あるいは、実親のニーズを満たすためだと思うのです。安心して預けられるということなくし

て、里親委託を増やすことはできない。そのためには、これから子供の措置をどうするかということ、児童相談所が子供の意見あるいは利益、実親の意見・利益を考えて、ちゃんと面接をして決める、これが大事だと思います。

一般論で言っても、子供をとられるのではないかという実親の疑念や心配は消えるものではないと思うので、だからこそ、実際に新規の里親に委託をするといえば、やはり施設にしてくださいとなる。施設ならばどういう養育をしているか見えるし、面会交流もできるから、これは当然のことだと思うのです。ただ、一旦施設に入ると、早いケースですと1年とか2年で家庭引き取りとなりますけれども、そのまま長期になって、18歳まで施設措置が継続する。これを何とか解決しなければいけないと思います。

乳児院や児童養護施設に入所した子供についても、乳児院も子供のニーズに応えたい、だから、できるだけ里親委託を進めたいと取り組んでいらっしゃいますが、でも、やはり実親との話し合いがスタートすること自体が難しいし、1か月後、2か月後、3か月後、1年後にどうなるのかということ具体的に示してお話をしなければ、実親は納得や理解はできない。

ここで今、書かれている表現を見ると、一般に対する普及のような形にどうしても見えてしまうのですが、個々のケースに応じて、その子供の最善の利益のために、子供や家族の声を聴き、定期的に支援内容を見直して、ソーシャルワークをしていく。ケースマネジメントをしていく。その上で家庭養護を進めていく。これがメインになるのではないかと考えますので、その辺りもぜひとも方向性の中で加味した書きぶりをしていただけないかと思います。

3点目、養育家庭と養子縁組里親の二重登録のことに関してですが、これはいい点と悪い点があると思います。関東圏ではないところで二重登録をしている方なのですが、すぐには養子縁組の話は来ないということで、一時保護的な受け入れを始めていて、それがいい面と悪い面がある。ずっと不妊治療で苦しんでいて、40代半ばになって、1週間とか、1か月とか、赤ちゃんの委託を受ける。それはすごく動揺するのですね。それで、その子供と今度は次の養育に影響をすごく及ぼす。

もともと養子縁組を希望している里親への一時保護委託や短期の委託は、ずっとはできない。子供が何軒もの里親のもとを渡り歩くということが、既に日本においても起こっているのだなということを認めざるを得ないという事例に出会っています。私は二重登録を認めることは必要だと思っていますけれども、子供が短期間で転々とするようなことが起

きないようなあり方を考えなければならないと思うのです。里親が足りない、一時保護が必要だ、短期の委託が必要だということになると、どうしても里親宅の現実を見ないで、ある面では、試しの委託をして、養育力があるかどうかわかるからというメリットも語られると、そういうドリフトに近いようなことが起こりかねないのではないかという懸念もありますので、その辺りのことは御検討いただきたいと思います。

最後になりますけれども、フォスタリング機関の検討イメージとして、パターンAとパターンBが示されているわけですが、私個人としては、パターンAのように、ある程度一貫した、全体を委託する方向を模索する必要があると思っています。ただ、それであっても、措置する児童相談所の役割は決して軽くないのだと。全体を委託したとしても、児童相談所の措置ではあり続けるわけですし、それこそ里親のもとで事故が起こるようなことを避ける、あるいは里親養育の場合には親権代行規定も児童相談所長が引き続き持つわけですから、これは全体的なものを委託しても相当数、児童相談所は大変な役割を放棄することにはならないということをお忘れにはならないのかなと思っています。

何年前かに、他県の児童養護施設に入所中の子供が、一時帰宅中に監護親から首を絞められて亡くなったという事件がありましたが、これに対して離婚した非監護親が県と施設を訴えるという報道もありました。児童養護施設や乳児院の職員は、公務員に準じた責任を問われますので、判例はないと思いますけれども、同じ条文によって委託を受ける里親も公務員に準じていると受け取られる可能性は高いのではないかと思いますので、たとえパターンAでも、児童相談所が相当濃密なかかわりを継続するのだという認識を持って当たる必要があるのではないかと申し上げたいと思います。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。貴重な御意見だったと思います。

藤井委員、お願いします。

○藤井委員 私からは、まず、フォスタリング機関につきまして、いくつか御意見を申し上げます。

私も、宮島委員がおっしゃいましたように、フォスタリング機関がどんな形でできたとしても、児童相談所が基本的なところをグリップしておかなければいけないということは間違いのないところだと思いますので、それを前提にして申し上げますのですが、フォスタリング機関というのは、資料3-2にフォスタリング業務の定義がありますけれども、これらの業務を包括的に実施するというのが基本なのだと思うのです。なぜならば、里親のり



クルートから始まって、研修、マッチング、委託後の支援と、一貫して里親家庭に寄り添って、責任を持って支えていただくということが、里親家庭をいわばソーシャルワークとして支える最も適切なやり方だと思います。

何より、私どもは里親支援のユーザーという立場になるわけですが、ユーザーたる私たち里親から見ると、一つの機関が自分たちに関する業務を総合的に実施していただければ、一体何をどこに相談すればいいのかわからないような現状をクリアできるし、チーム養育も一歩前進すると思っています。

また、いただいた資料を拝見していますと、例えば里親支援専門相談員が十分な情報を与えられないまま家庭訪問しているとか、あるいは組織として対応できていないとか、スーパービジョンの体制がないとか、こういったことも包括的にフォスタリング機関が担うことで大方解決できると思いますし、私たちユーザーにとっては本当にわかりやすくてもすごくいい形になるのではないかと思います。とにかく、里親の立場としては、ばらばらに対応するのはやめてほしいというのが願いであります。

その意味でいうと、パターンAもパターンBも私どもから見ると不十分で、少なくともここに書いてあるフォスタリング機関の役割と施設の役割は一体化すべきだと思います。もっとピンポイントで言えば、定期巡回訪問をする機関と自立支援計画を策定する機関はそもそも一体であるべきだと私は思います。ソーシャルワークの専門の方々がいる中でお恥ずかしいのですが、ソーシャルワークは対象者に対するダイレクトなコミュニケーションなしに成り立たないと思いますし、ソーシャルワークの大方針である自立支援計画もダイレクトなコミュニケーションなしにはつukれないのではないかと私はずっと思っていますので、そういう意味では、その部分もきっちり一体化できるような形がたいと思います。

もう一つは、子担当の児童相談所との関係です。子担当の児童相談所は、特に里親を担当する児童相談所とは別の児童相談所が担っている場合、どうしても地理的に離れていて、チームの他のメンバーとの情報共有も難しい状況ではないかと思います。

それに、この子担当の児童相談所は、里親、里子とほとんどコミュニケーションがとれていないにもかかわらず、措置の権限だけ持っている状態なのですね。伝統的には実親家庭との関係があるので、子担当は実際に子供を保護した児童相談所が担うということになっているのだと理解していますけれども、そちらを重視して引き続き今の仕事を担うのであれば、もう少し里子や里親とコミュニケーションをとって、顔の見える関係に立つべき

だと思えますし、それが難しいのであれば、措置権限を親担当の児童相談所に移譲して、里親家庭の地元で判断ができるようにすべきではないかと思えます。

その意味で若干評価をしていますのはパターンBで、子供の自立支援計画策定を子担当児童相談所から親担当児童相談所に完全に移しているように見えるのですが、もしそうであれば、私は一歩前進なのかなと思ったりもしています。

一方で、パターンBのように親担当児童相談所が里親の総合調整を担うということであれば、基本的に職員は異動しないでほしい。土日・夜間の対応もきちんとできるような人事政策を考えていただきたいと思えます。それが難しいのであれば、パターンAのように、その窓口的などころもフォスタリング機関に移して、親担当児童相談所は情報を共有しつつ、全体のスーパーバイズをする。そういう役割をしてもらうということだと思えます。

この資料3-3はたたき台ということなのですが、これを見せていただいた限りではありますが、サービスのユーザーたる里親の立場の意見、あるいは現場のニーズという観点から見ると、パターンAで施設に割り振られている役割もフォスタリング機関に統合して、子担当児童相談所の役割の一部を親担当児童相談所に移すという姿が、現時点ではベストかと思えます。

しかしながら、現実問題として、そうした包括的なフォスタリング機関を、モデル事業であれすぐに取り組めるところは、都内でもごく少数ではないかとも思うのです。理想をいくら追求したところで、現実の社会資源の有無は当然壁になってきます。

それで、私の提案は2つありまして、一つは、たとえ5年後であっても、施設であれ、NPO法人であれ、都内でいくつかの包括的なフォスタリング機関をつくる、あるいは育てていくということを、近い将来の目標として計画に明確に書き込んでいただきたいということです。

もう一つは、どんな分野のどんなモデル事業でもそうなのですが、モデル事業は、この世の中で先頭を走っているところがやられるわけです。そうすると、頑張ってやっていただけなのですが、これを横展開するというのは、同じ人がよその施設へ移ってやってくれたらいいのですが、なかなかそういうわけにもいきませんから、本当に大変なのです。ですから、モデル事業をやるときに、これは若干実務的な面かもわかりませんが、二番手、三番手の担い手を、例えば企画委員会のメンバーみたいな格好で、事業の組み立てとか実行に立ち合わせていただくような、いわば二番手以降の人材育成がモデル事業の進行と同時にできていくような、そういう対策を検討していただきたいと思

います。要するに、モデル事業をよその施設のことではなくて自分事としてちゃんと認識していただいて、すぐに自分の施設のフォスタリング機関の立ち上げに生かせるような、そういうやり方をしていただきたいというのが、私の2つ目の提案であります。

○柏女部会長 当事者、ユーザーとしての経験も踏まえた非常に具体的な提案だったと思います。ありがとうございます。

他はどうでしょうか。

渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 ありがとうございます。私からもお話しさせていただけたらと思います。

まず、この抜本的強化という意味でいくと、一番大事になってくるのは、里親制度は制度だけでは成り立たなくて、里親になるという一般家庭の方々が増えないとどうしても成り立たないわけですね。そうなってくると、何が大事かということ、先ほど宮島委員からもお話がありましたが、大事なのは養育者である里親家庭の成功体験を増やすことだと思うのです。これはもう国際的にはっきりしていますが、一番効果的なリクルートは口コミだと言われています。口コミというのは何かということ、やってよかったという体験ですね。

そこがうまくいかないと、一部の国々でも起きましたけれども、里親制度というのは非常に不安定で、里親になると大変で、地域社会から後ろ指を指されるようなイメージをどんどん増やしてしまう。それは結果的に、里親の獲得というのが非常に難しくなる。15年後、20年後の東京がそうならないように、成功体験を積み重ねていくことを大事に考えていく必要があります。それは何かということ、養育里親になる方々は、生き方としてそれを選ばれるので、その方々の情熱を維持するのは子供の成長、育ちというものが、家庭の中で実感できることが非常に重要だと思うのです。そのためのサービスの充実が大前提であるべきだと思います。

フォスタリング業務というものも、「一翼」は言い過ぎかも知れませんが、まさしくその一部を担っていく部分だと思ひまして、ガイドラインには書かれていますけれども、委託できる里親家庭を増やしていくこと、それから、その家庭と協働関係を築いていくこと、そして、不調を防ぐことという3つの成果が明確に書かれているわけですね。同時に、先ほど宮島委員もおっしゃいましたけれども、子供と実親、そして、地域社会にとって、里親制度というものは、家庭養育はどういうメリットがあるのかが十分に理解される、どのレベルが十分かというのは難しい判断になると思ひますけれども、少なくとももっともっと発信されるべきだと私は思っています。子供にとって、あるいは実際に養育にかかわ

る方々にとって、あるいは里親になってみようかという方々にとっては、それはある程度はつきりしているかもしれませんが、実親や地域社会にとって、これがどういう意味があるのか、どういうメリットがあるのかということが、もっともっと発信されるべきであろうと思っています。

そういった考えをベースに、まず、ここに出されている資料3-1で、いくつか私から意見を述べさせていただきたいと思います。

研修等の充実による里親の希望児童の偏りの改善という部分なのですが、右側の今後の方向性の2つ目の黒ボツですけれども、障害児や被虐待児、高年齢児を受託する里親の支援の充実、これはすばらしいポイントだと思います。そして、真ん中のところになりますが、6歳以下を希望する里親が6割を超える一方、13歳以下は2割未満ということで、これはそういう方しかいないのではなくて、おそらくそういう子供のニーズに応える生き方を選ぶ方に対するリクルートが効果的にされていないことが原因ではないかと思います。日本財団の調査でもそういったものが感じられます。

次のページになりますけれども、里親等への支援の充実と里親等の養育力向上、この3つ目です。不調事例を踏まえ云々という部分の真ん中の現状・課題のところですが、ここで感じるのは、確かに里親がトレーニングを習得する必要はあると思います。一方で、里親家庭の早期のニーズのキャッチ、これは藤井委員のお話とも通じるころはありますが、早期のニーズをどうキャッチしていくのか。何かトラブルがあって、何か問題が発生してからそういう支援を提供する、あるいは支援を求めるという前時代的なソーシャルワークは、これからの里親制度には非常に難しいのではないかと考えています。

今後の方向性で、研修の充実、受講促進という部分ですが、ガイドラインに書かれている協働関係という部分を考えてときに、繰り返しますけれども、支援を提供する側と支援を受ける側という前時代的なソーシャルワークは本当に難しいので、協働体制を築くという意味で、フォスタリング機関のソーシャルワーカーでもいいですし、児童相談所のケースワーカーの方々でもいいので、研修には一緒に参加する、ともに学んでいくという姿勢も非常に重要なのではないかと考えています。

最後になりますけれども、先ほど3つのガイドラインの成果という部分を私は申し上げましたが、それをつくっていく上で大事なものは、エンゲージメントつまりケアワークを担う里親とソーシャルワークの担い手が、お互いの成長に貢献できる関係をどう築いていくのかということが、このフォスタリングのソーシャルワークで非常に重要だと思っています。

す。そのためには、当然、時間を共有することとか、成功体験を共有することが非常に重要になっていきます。

それを誰がどうやっていくのかを考えたときに、こちらのイメージ図、このパターンAとパターンB、どちらを見ても、その関係を築けるため、つまり、成果を出すため、あるいは協働関係を築くためのモデル、イメージ図には見えにくいと感じます。

図の描き方でたまたまそうなったのかもしれませんが、例えばフォスタリング機関は、里親と児童相談所と施設と地域社会との信頼関係を築いていく役割であるべきなのですが、この図を見ると、フォスタリング機関は里親から一番遠いところに位置づけられているのですね。児童相談所と里親家庭両者から厚い信頼を得る必要があるフォスタリング機関の役割というものは、やる側も非常に大きな責任があります。もし民間であるならば、まず児童相談所に信頼される機関になることは、決して簡単ではありませんが、それを覚悟してやっていくことは非常に重要だと思います。

駆け足で説明しましたけれども、以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

フォスタリング機関の当事者として、非常に細かく、かつ建設的な提言をいただきました。ありがとうございます。

他はどうでしょうか。

では、林委員、都留委員、武藤委員、この順でお願いします。

○林委員 できるだけ手短かにさせていただきたいと思います。

追加する事項として、例えば資料3-1、3つ目の未委託の家庭に対する対応として、里親認定部会でも、フレンドホームと養育里親の継続性がテーマに挙がっていたと思うのです。基本的に都は認められていないということを含めて、一つ、そこも入れていただけないかということが1つ目です。

実際に養育里親と養子縁組里親の二重登録が認められていないということも一つの要因として、今、長期里親というのが、養子縁組との理念的な区別化がなされていない現実もあるわけで、諸外国の状況を見たときに、同時進行計画を立てるのはごく当たり前な中で、こうしていることの問題もあるのではないかというのが2つ目です。

3つ目として、チーム養育といったときの基本的な概念の共有ができていないかなど。チーム養育といったときに、何をもちいてチーム養育として捉えるのか、その要件は何なのかというのは非常に曖昧な部分があって、言葉だけが浮いているような印象を私自身は持

ちますので、基本的な概念の統一化、定義づけが必要かとも思っています。

フォスタリング機関に関しては、里親支援事業がフォスタリング機関事業に再編成される中で、大きく予算額なども変わって、要するに、民間機関が担うことの意味を改めてここで共有する必要性もあるのか。もちろん、児童相談所自体がフォスタリング機関になることも認められているわけですから、民間か児童相談所かという分け方ではなくて、総体としてどんなシステムが必要なのかをもう少し深く検討したほうがいいかということです。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

都留委員、お願いします。

○都留委員 私からは2点ほどになりますけれども、今回、フォスタリング機関の新しいたたき台として図を用意していただいて、ありがとうございます。私はこの中では、まだまだこれから変更はあると思うのですけれども、マッチングの部分にフォスタリング機関がどれだけ入れるか。それには、あわせてリクルートの後の研修がとても大事になるのかなと思っております。

私たちのところの支援機関ではフォローアップ研修で、登録をされた後、委託を受けている方を中心に、未委託の方の研修等も行っていますけれども、そういった中でよく里親たちを知っていくという現状にあることは、非常に強みがあると思っておりますが、一点、研修を乳児院の中でやっていく部分の負担感があり、研修の回数が増えることによって大分やり方を変えてきているところがあります。今後の登録のための研修や更新時の研修という、別の研修は今は養育家庭の会で担っていただいていますけれども、そういったところの部分もあわせて研修のあり方をどうしていくのかは、大きい課題になると思います。そこをやりながら、この案でいけば児童相談所からの求めに応じて、という書き方になっておりますが、支援機関から一定の評価表等を出しながら、マッチングのときに、そこに参加をしてからの部分を増やしていくことが望ましいのかなと思っております。

これが1点目で、先ほど、林委員がフレンドホーム、いわゆる週末里親の部分で、そこで交流を深めてきた子供との関係を里親として継続したいということになったときに、それは違う種類の登録の仕方ということでできていないところがありましたので、制度のところでは違うのですけれども、せっかく子供との関係を築いてきたフレンドホームの方たちが登録をされて、もちろんそこに一定の評価は必要だとは思いますが、継続してやれるようにできたらいいのかなと思っております。

以上、今日のところは2点ほどです。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、武藤委員、お願いします。

○武藤委員 発言の時間も限られていますので、趣旨をまとめた資料を配布させていただきました。御参照いただければと思います。

私の委員としての意見もあるのですが、東京都社会福祉協議会児童部会の中に、里親支援児童委員会というものがあまして、これは東京養育家庭の会だとか乳児部会等とも常に連絡をとりながらやっている会であります。そこで検討してきた内容がこの中に含まれていると認識をして、聞いていただければと思います。

まず1点は、里親による養育推進に当たっての提案ということで、下のほうに3点挙げております。

1点は、施設で暮らす子供たちの権利擁護というのは第三者委員会だとか、いろいろなチェックできるシステムがあるのですが、里親家庭で暮らす子供たちの権利擁護のシステムのあたりが非常に曖昧なのではないかと思っております。ですので、そこについては、8ページを開けていただくと、具体的に、施設の子供たちも含めたところでのアドボカシー委員会をしっかり持って、そこに弁護士などを登用しながら、権利擁護に関しての個別訪問等々もするというところで、そんなシステムを、これ以上、里親をどんどん拡充していくということであれば、子供一人一人の養育や子供自身の意見や要望などを含めたところを聞くということ、東京の中でつくってはどうかということで提案をさせていただいています。

いずれにしろ、前回、里親家庭で暮らした子供たちの当事者の意見などにもありましたけれども、児童相談所の児童福祉司が頻繁に変わりすぎだなどということも含めて、自分たちの思いが伝わっていないところがあるということなので、そういう里親で暮らす子供たちの意見表明がしっかりできる場を東京都でしっかり検討したらどうかというのが1点であります。

2点目は、チーム養育という言葉が先ほどから、ずっと出ておりますけれども、2ページ目の真ん中の(2)に記載しています。チーム体制は今現在、行っていますけれども、ケース会議等が不十分だということで、現状からは出ております。

児童相談所ごとに、チーム養育の差という部分が出ているのではないかとということで、現場から指摘があります。

林委員からも出ておりましたけれども、実施に当たっての運用規程だとか、チーム養育とは一体何なのか、どこを目指すのかということを含めて、もう少し基準となる部分を明確にすることが必要なのではないかとということが2点であります。

それから、里親家庭で暮らす子供たちのアフターケアについても、里親の中でも差異が生じているということがあると思います。施設は、自立支援コーディネーター等々を配置しながら、退園後、卒園後最低3年間はアフターケアするだとか、10年後の状況もしっかり把握するということだとか、次第に実践ができておりますけれども、里親で暮らした子供たちのアフターケアについては、もう少ししっかり体制をつくってやるということが必要ではないかということで、具体的な提案をこういう形でさせていただいています。

3ページにフォスタリング機関についての提案ということで、これも3点、提案をさせていただいています。

1点は、先ほどの図でパターンA、パターンBというのがあるのですが、私たちがからすると、今、施設のほうでも、里親支援、フォスタリング機関をやってもいいのではないかとということで、積極的な議論をしているところであります。

2～3か月ぐらい前に、全法人、施設に集まっていただいて、本当にフォスタリング機関をやるような意思があるかどうか、準備をしているのかどうかということをお話したので、すけれども、今のところ6、7施設が、フォスタリング機関を担うということであれば、私どもの法人でぜひやりたいという希望も出されております。

そういうことなので、現場からすると、ここに書いてあるとおり、児童養護施設等にはさまざまな専門スタッフがいるので、そのような専門スタッフの専門性を、地域の方や里親が活用できるようにしたほうが良いのではないかと。施設のもつ専門力を地域や里親がやつ要で切るようなシステムづくりが今後必要なのではないかとということ、施設側からも積極的な提案をぜひしたいと思って、今回提案をさせていただきました。

いずれにしろ、フォスタリング機関については、全部やると6500万円ぐらいかかるということで、国としても相当力を入れて予算を組んでいくということなので、東京都としても、パターンAではないですけれども、民間の施設を活用しながら、ぜひフォスタリング機関の活用と拡大、拡充という部分をやっていただければということで、提案をしたいと思います。

あとは、5ページ等に、フォスタリング機関の設置には、こういうことが必要なのではないかとということで、モデル的な思案なども載せさせていただいています。もちろん児童



相談所が中核になるということなのですから、中身についてはフォスタリングセンターというところに委託するという形で進めてはどうかということが、私どもとしての案ということで、提案をさせていただきました。

以上であります。

○柏女部会長 ありがとうございます。

とても貴重な御提言なので、参考になるかと思えます。ありがとうございます。

時間がまだありそうですね。藤井委員、宮島委員、横堀委員、石川委員の順で、手短にお願いします。

○藤井委員 先ほど、フォスタリング機関について長々と申し上げましたけれども、それ以外のところで3点だけ申し上げたいと思えます。

1つ目は、資料3-1でいくと2枚目の一番下から2つ目、養育家庭等の養育力向上に向けた研修云々というところなのですから、ここは、例えば今日いただいた調査結果集の3ページ、児童福祉司のアンケートなどでも回答の中でしきりに言われておまして、これは私たち里親の団体としてもそのとおりだなと思えますし、私たち里親も、本当にこの制度は徹底して子供のための制度だということ。それから、社会としての子育てなのだという事。特に養育里親は、実親と子供の交流は当たり前だと思うのですけれども、そういうところをちゃんと基本のところからしっかり理解しなければいけない。

養育方法にしても、いろいろ勉強もしなければいけないし、あるいは児童相談所の皆さんや里親支援専門相談員の皆さんからの的確な助言もいただきながら養育をしないと、児童相談所の皆さんの信頼というか、ひいては都民の皆さんの信頼を得られる存在にはなかなかかなれないのではないかと思いますので、これは個人的な意見なのですから、もっと分厚い研修を義務づけてもいいのではないかと思いますし、例えばフォスタリングチェンジといったペアレント・トレーニング関係のトレーニングなども研修の中で義務づけていったらいいのではないかと思います。それが1点。

2つ目が、資料3-1の2枚目、不調事例云々の欄の一番右側に、マッチングのことが書いてあるので、一言だけなのですから、マッチングについては、今の東京都の児童相談所のやり方、私も何回かマッチングの対象になっているわけですから、里子候補児童が出てきたときに、基本的に全部の児童相談所に照会をして、里親候補を募りますね。上がってきた候補の中から子担当の児童相談所が里親を選んでいくという流れなのですから、子担当が他の児童相談所の里親を選定する場合に、顔も合わせたことのない里親

を選定しているということになるところを危惧しています。

今回、フォスタリング機関の議論を進めていくに当たって、マッチングのやり方についてもぜひ抜本的に検討していただければありがたいと思います。

最後にアフターケアで、先ほど武藤委員からも御指摘がありましたけれども、自立後の支援、確かに一定のサポートをして、うまく順調に行っているときはいいのですけれども、大きくつまずいて、問題が起こったりしたときには、確かにかなりしんどい状況になりまして、私も里親家庭で全部抱え込めないような状況になることも正直あります。そういう事例もいくつも見てきているのです。

そういったときに、相談する窓口も今はないという状況であることを日々、痛感いたしますので、そういう子供たちは、都内にも支援団体があるのですが、そういうところにもまず行きませんし、そういうときに、特別な、そういう子供たちのための機関でなくてもいいのかもしれませんが、大人になった後のいろいろな相談機関もあると思うので、そういったところにつなげられるようなルートが私たち里親あるいは児童相談所のほうに何か確立されていればありがたいと思います。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 資料3-2と資料3-3のポンチ絵についてなのですけれども、事務局としても御苦労されながら、難しいところだなと思うのです。あと、こういうものをつくるというのは、いつでも十分点検しないと誤解が生じる可能性があると思っています。

このポンチ絵を見て、真ん中に委託児童が来る。これは子供中心の制度であるというメッセージが明確に出ているところ。あと、里親一人ではなくて、みんなで養育を担うのだよという面では、とてもわかりやすくすぐれていると思うのですけれども、2つの点で、これは検討が要るのではないかと私は考えています。

一つは、この委託児童と里親、児童相談所とか施設が出てくるのですけれども、実親が出てこないのです。これから委託をするよ。このお子さんをサポートするよ。その養育の水準を守っているよ。だからチーム養育と支援体制をつくっていますよということを、この図を示したときに、自分のことは一切書かれていない実親はどう思うだろうかと。

実親は、自分のことは全然考えていないのではないかということになりかねないのではないかと思うのです。結果としてこの図を見たら同意しないということも。だから、やは

り、委託児童を中心にしながらも、かつ、実親のニーズに応じた養育体制をつくっていくのだと伝えることが大事で、精神の根幹に当たることではないかと思うのです。

藤井委員が、養育里親であれば実親との面会交流は当然権利として認める方向とおっしゃっていましたが、そうだとすれば、委託児童が真ん中にあり、かつ、実親がちゃんとこの養育体制の中に位置づけられているというポンチ絵が必要ではないか。

実際にこれを書くときには、とても難しいことだと思います。ただ、考え方として、それが必要ではないかというのが1点目です。

もう一点は、里親を孤立させない、みんなで養育を担うという面ではいいのですけれども、他の方々と里親の位置関係は違うのかなと思います。日々、一緒に暮らし、同じ御飯を食べ、寝る。私的な空間に子供を迎え入れる里親と他の養育者が同じ位置づけだろうか。これは考えなければいけないだろうと。委託児童と里親は一緒に暮らすのだから、里親は一步内側に入って、委託児童と一緒に暮らすというイメージがあって、それをみんなで支えるというイメージが現実をあらわすのではないかと思います。

この辺りは、それこそ考え方の根幹ですし、それが図等に生かされることが、子供や実親、あるいは里親の理解を進める上でも必要ではないかと思いますので、お伝えしたいと思いました。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

横堀委員、お願いします。

○横堀委員 お時間をいただきありがとうございます。

いろいろな議論を聞かせていただき、子供のニーズに応えられる体制と里親の養育づくりが何よりも大事だということを今日は非常に考えさせられました。子供のニーズに応えるという意味では、子供のニーズに応えようとしながらも、養育に困り感や悩みを抱えている里親の状況について肌感覚でアセスメントをしながら、ニーズキャッチをする人を確実につくっていくということが重要と考えます。肌感覚でニーズや対応策の必要を感じて帰ってきた人は、そのアセスメント内容を、対応される次なる存在、つまり児童相談所の担当者やチーム養育の他の専門職に伝えていくわけです。けれども、それを聞いた人たちが、その肌感覚をその後きちんと共有し、対応を一緒に動かしていく人になっていきませんと、支援が止まります。チーム養育は、よい意味では重層的に働く輪になると思うのですが、そうでないときれぎれで、いろいろな人はいるのだけれども、一体どう機能をする

かわからないとなってしまう側面もあると、課題も感じます。

そういう意味では、先ほどから、児童相談所が責任を重く担いながらも、このフォスタリング機関をどうつくっていくのかということがテーマに流れていると感じます。

肌感覚を生かすという意味では、私自身も里親支援機関事業を受託している乳児院のスーパーバイザーをさせていただき、先ほど述べたアセスメントの状況を、担当職員が児童相談所とどのように役割分担しながら確認し、要点を活かしていくのか成果も課題も感じながら過ごしてきました。児童相談所は、どうしても職員の異動もありますし、担当者がかわっていく中で業務を担保することになります。里親側から見る風景からすると、児童相談所にはかかわってくれている人はいつもいるのだけれども、顔も名前もかわってしまったりし、前からのいろいろなことをわかってくれる人は誰なのだろう、ケースを見通して説明がつくソーシャルワークを手がけてくれるのは誰なのだろうという課題構造はずっとあるように思います。

そういう意味では、資料3-3の両方のイメージ図は、これから育てていくものだと思うのですけれども、フォスタリング機関をどうするかについては、ある程度包括的な動きのとれる担当者がある体制を模索することは大事であろうと考えます。それが意見の一つです。

もう一つ意見を申します。実親のことが今、出ていますけれども、里親の中に、実親と子供が交流することに過剰な抵抗を持っている人がいまだにいるということも大きな課題であると思います。社会的養護を必要とする子供というのは、いずれも措置・委託前の家族の背景を持っているということ、研修だけではなく、きちんと取り扱いながら、子供の抱えている状況に応えられる里親に育ってもらうという体制をどうつくるか重要だと思います。里親の認定にも携わらせていただいておりますと、里親になっていただく可否の判断をしていくわけなのですけれども、可否という観点だけでなく、一連のプロセスの中で、あるいは支援を通じて里親として育ってもらうことをどう応援できるのかということも課題点だと思います。

そういう意味では、二重登録のことが出ておりましたが、他県の審議にも携わっておりますと、一つの考え方としては、養子縁組里親に大いに社会的養護の理解をしてもらって、養育里親としても地域の社会資源になっていただくという観点が二重登録してもらう前提にあるかと思います。養子縁組里親オンリーの登録を認めていない自治体もあります。メリット、デメリットはありますが、この点も議論の余地はあるように思いました。

最後に中高生の養育についてです。里親認定に際して申請書を拝見していると、里親希望者には低年齢児の子供の養育イメージというのが圧倒的に強くあることをやはり感じます。それは当然かもしれないと思います。しかし一方で、里親になりたい人たちが中高生の養育イメージに出会っていないということも影響しているかとも思います。新生児や乳幼児の養育と中高生の養育は質として全然違いますので、いろいろな里親養育の醍醐味や可能性をどのように一般の方にわかっていただきながら、里親候補者のリクルートを進めていくかという側面もあると思っております。

ありがとうございました。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございました。

最後に石川委員、お願いします。

○石川委員 すみません。一部、最初の議題のほうに戻ってしまうところもあるのですが、議論の出発点ができるだけ家庭的な特定の大人とのかかわりの中で育つ子供を増やしていく、家庭的養育を増やしていくということで、里親等への委託率を増やしていくということなのではけれども、「等」がついたり消えたりしていることで、都が最終的にどういう絵を目指すのかということのかすごく曖昧になっているような気がしています。

以前のお話ですと、里親と委託率というのは、里親に加えてファミリーホームのようなものも含めてという形だったので、年齢に応じて50%ですとか75%とか、そういった委託率を「等」がつかない里親だけで担うというのは現実的に難しいので、特に東京都において「里親等」の中の里親で担えるものというのは、もちろん里親の啓発ですとか、フォスタリングとかで支援していくというのも大事なのですが、里親だけで託せるものの限界というのはある程度見定めて、それでは、その足りないところをファミリーホームといった、里親ではないのだけれども家庭的な環境の特定の大人とのかかわりの持てる環境でカバーしていくというか、そういう場所を提供していくというのも、そちらのほうがむしろ都がより力を注ぐべきことではないかと思っていて、無理に里親ばかりにいて、先ほど宮島委員がおっしゃったように、短期で里親を渡り歩くような状況が生まれてしまうよりも、先日、武藤委員が運営なさっている施設なども見学させていただきましたけれども、本当に少人数で、きょうだいの多いおうちのような形で養育なさっているところもあって、里親のところを転々とするより、そういったところのほうが、表面的に見ただけですけれどもずっといいようにも感じましたし、里親等委託率の、どこが里親で、どこがその他なのかというのを分けて考えていかないと、目指すところが曖昧なま

ま進んでいってしまう気がしています。

里親になりたいという気持ちがあっても親族の理解が得られないとか、そういうことは一朝一夕にはなかなか状況も大幅には改善しないですし、あと、夫婦ともに気持ちはあっても、どうにも家が狭いとか、そういう東京ならではの事情などもあると思いますので「里親等」の中の里親だけをお願いできる限界点というのものもある程度見定めて、それをカバーしていくところも考えていくべきではないかと感じました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

5分ほど過ぎておりますけれども、全体を通じて何かございましたら。よろしいでしょうか。

藤井委員、お願いします。

○藤井委員 先ほどの石川委員のお話の中で、1里親としての立場で1つだけ申し上げておきたいのは、施設のグループホームと、里親委託の延長線のファミリーホームは、私は根本的に違っていると思っているのです。

グループホームは端的に言えば、職員はそこで生活しているわけではないのです。あくまで子供の支援をするためにそこに存在しているのですが、里親はそうではなくて、子供と一緒に生活をしているわけなのです。これは冒頭に申し上げました家庭養護のメリットという意味では、一緒に生活をしているからこそ、いろいろな日々の生活の調和みたいなことをお互いに図りながら生活をしているわけで、それが社会性とかコミュニケーション能力の向上につながっていていると私は思っています。ファミリーホームはそういう意味では、里親等委託の中で、おっしゃっていただいたとおりで、里親等委託の目標値の中に、私もどんどん入れていけばいいのではないかと思うのですが、グループホームはちょっと違うということは、この部会としても認識しておかなければいけないと思います。

すみません。一言申し上げさせていただきます。

○柏女部会長 それでは、宮島委員。

○宮島委員 先ほど申し上げたことで、誤解が生じるといけないので1つだけ補足させていただきたいと思うのです。

実親との交流等ですけれども、これは一方ではとても難しいことだということを押さえておかないといけないと思っています。

他県との研修で、里親のもとに預けられている子供が複数いて、それぞれ実親がいて、それで面会交流等を担っている。そうすると、子供の養育と実親との交流の、二重のさま

ざまな負担が生じてとても大変だというお話を伺いました。

考え方は大事でも、そういう御負担もちゃんと踏まえて、安全な交流、あるいは交流がむしろないほうがいい事例もあるので、それを押さえておく必要がある。

実親との交流では、私はノウハウのある施設の里親支援専門相談員はぜひとも担っていただくという可能性があるのではないかとということをお願いしておきたいと思いました。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

今日は里親等委託の数値目標の設定と、里親支援のあり方について御議論いただきました。

数値の設定についてはさまざまな御意見も頂戴しましたので、またそれを踏まえた上で御検討をお願いできればと思います。

また、里親支援についても、本当に具体的な提言もいただいたと思います。また、都の里親制度そのものの見直しについても御意見がいくつかありましたので、あわせてそれらも検討していくことが大事かと思いました。

最後に私からの意見ですけれども、フォスタリング機関も、民間のフォスタリング機関という言い方をしていますが、別に公立でも全然構わないのですけれども、児童相談所がフォスタリング機関になるということは、ちょっと違うところがあるということは明確にしておかなければいけないのではないかと思います。

今回の児童福祉法の改正で、児童虐待において、支援を担当する人と介入を担当する人とは分けるということが書かれました。これは、里親子関係についても同様に言えるように思います。つまり、児童相談所は、最終的には里親子関係を切る役割、そこに介入しなければいけない役割を持っているわけで、その役割を担う機関が支援も担うということはできるのだろうかということは考えざるを得ないです。ただ、今回の児童福祉法の改正の附帯決議の中で、機関や人を分けるといっても、一緒にやっていったほうがいいケースもあるので、それについては親子関係の中にもあるので、柔軟に考えてくださいというのがありました。そのように、里親のフォスタリング機関も、児童相談所がやったほうがいいケースもあるかもしれないけれども、基本は外出し、つまり、支援と介入は分けるのですねということだろうと思います。

そういう意味では、フォスタリング機関のあり方は、別に公立のフォスタリング機関があっても、それは当然いいわけですけれども、児童相談所という里親子関係に介入すべき

行政機関、子供に対して最終的に命を守る責任を持つ機関がフォスタリングをやることの是非については、一定の抑制があってもいいのかとは個人的に思っております。

それでは、今日の議論をこれにて終了させていただきたいと思いますが、事務局から今後の予定がありましたらお願いしたいと思います。

○玉岡育成支援課長 それでは、資料4をご覧ください。次回、第4回の部会は、7月8日の月曜日の開催を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○柏女部会長 それでは、委員の方から全体について何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今日の3回目の専門部会はこれで終了とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

午後8時12分

閉 会